食品リサイクル法に基づく新たな基本方針の概要（令和７年３月公布）

基本方針

Ⅰ．発生抑制

1　事業系食品ロスの削減に係る目標について

・事業系食品ロスの削減目標（2030年度までに５割減）を2022年度に達成したことを踏まえ、2000年度比で2030年度までに６割減とする目標を新たに設定。

・食品ロスの発生の可能性の押し付け合いにつながりかねないことなどを考慮に入れ、サプライチェーン全体の目標とする。

2　食品関連事業者の食品ロス削減の取組促進について

食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生の抑制を実施するに当たっては、主として次に掲げる措置を講ずる。(省令改正)

・未利用食品等まだ食べることができる食品を、必要な食品を十分に入手することができない者に提供するよう努めること。

・賞味期限の表示方法について、年月表示等による工夫を行うよう努めること。

・食品の特性に応じて製造又は加工の日から賞味期限までの期間を延長するよう努めること。

・食品の販売を行う食品関連事業者については、納品期限を緩和する及び発注を早期に行う等、取引先の食品関連事業者における食品廃棄物の発生の抑制の円滑な実施に資する措置を講ずるよう努めること。

3　食品関連事業者の取組の開示強化について

・食品関連事業者は、未利用食品の提供量等の情報を有価証券報告書、統合報告書やインターネットの利用その他の方法により提供するよう努めることとする。（省令改正）

・国民にとってわかりやすい情報発信とするため、食品関連事業者の発生抑制等の取組を適正に評価する仕組みを検討。

・検討に当たっては、取り扱っている食品の特性等により発生抑制や再生利用の実施しやすさが事業者ごとに異なる点に留意し、優良事業者の公表を基本的な方策とする 。

食品リサイクル法に基づく新たな基本方針の概要（令和７年３月公布）

基本方針

Ⅱ　再生利用等

1　再生利用等の実施率に係る目標について

・ 2029年度までの新たな目標を設定。食品製造業は95%、食品卸売業75%、食品小売業は65%、外食産業は50%とする。

2　再生利用等の推進施策について

食品関連事業者、特に直近の実績と2024年度目標の差が大きい食品卸売業及び外食産業の取組を推進するため、以下の取組を推進。

・ 食品循環資源は地域で循環されることが適していることから、再生利用等促進に当たっては、地方公共団体の役割が重要であるため、優良事例等の情報等を地方公共団体に提供することを通じ、関係者との連携を促進する。（自治体支援）

・ 特に年間の食品廃棄物等の発生量が100t未満の事業者の再生利用等実施率が低いことから、事業者の意識向上のため、食品リサイクルに関する情報発信を強化する。（情報発信）

・ 登録再生利用事業者制度の認知度を高め、再生利用等に着実に取り組む登録事業者の増加につなげる観点から、登録再生利用事業者制度の活用を促進する。（リサイクル事業者の確保）

・ 地方公共団体、食品関連事業者、再生利用時御者等との連携による食品廃棄ゼロエリアの創出等を通じた先進的取組の構築・横展開を行う。（関係者の連携強化）

・ 特に、再生利用等の取組が進んでいない外食産業においては、再生利用等の促進のため、優良事例の研究や食品循環資源の再生利用の意義、外食の発生抑制に係る取組事例等を内容とするマニュアルの普及や関係者との連携強化等を行う。（外食産業の取組）等

食品リサイクル法省令の改正概要（令和７年３月施行等）

判断基準省令

発生の抑制に関する事項の改正

- 未利用食品等まだ食べることができる食品を、必要な食品を十分に入手することができない者に提供するよう努めること。
- 賞味期限の表示方法について、年月表示等による工夫を行うよう努めること。
- 食品の特性に応じて製造又は加工の日から賞味期限までの期間を延長するよう努めること。
- 食品の販売を行う食品関連事業者については、納品期限を緩和する及び発注を早期に行う等、取引先の食品関連事業者における食品廃棄物の発生の抑制の円滑な実施に資する措置を講ずるよう努めること。

情報の提供

- 食品関連事業者は、未利用食品の提供量等の情報を有価証券報告書、統合報告書やインターネットの利用その他の方法により提供するよう努めることとする。

定期報告省令

報告書様式等の改正

- 判断基準省令の改正に伴い、食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の遵守状況のうち、食品廃棄物等の発生の抑制に関する取組の判断の基準となるべき事項を変更。
- 未利用食品等まだ食べることができる食品を提供する活動のために提供した当該食品の量を記載するよう様式を変更。